

協議第 4 1 号

平成 1 5 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い（その他契約事務）について

各種事務事業の取扱い（その他契約事務）について別冊のとおり提出する。

平成 1 5 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第41号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
その他（契約事務）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い			専門部会	財産管理部会	
関係項目	その他(契約事務)			分科会	契約分科会	
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 建設工事等の入札参加資格、業者選定等	<p>工事又は製造の請負等に係る一般競争入札又は、指名競争入札等を行うに当たり、建設業者等に必要な資格要件を設定し、競争入札に参加させる建設業者等を公正に選定する。</p> <p>※「津市工事請負等の契約及び執行に関する規則」 「津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱」 「津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領」 「津市建設工事等参加意思確認型指名競争入札実施要領」 「津市建設工事等公募型指名競争入札実施要領」 「津市特定建設工事共同企業体等の取扱いに関する要領」</p>	<p>同左</p> <p>※「久居市建設工事等入札参加資格審査委員会規程」 「久居市建設工事等入札参加資格審査要綱」 「久居市建設工事等入札参加資格審査要綱 内規」 「久居市建設工事等に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱」</p>	<p>同左</p> <p>※「河芸町建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」 「同指名基準の運用基準」</p>	<p>同左</p> <p>※「芸濃町建設工事等入札指名基準」</p>	<p>同左</p> <p>※「美里村建設工事執行規則」 「美里村建設工事入札参加資格審査要綱」 「美里村公募型指名競争入札実施要綱」</p>	<p>同左</p> <p>※「安濃町建設工事等入札参加資格審査会要綱」</p>
①入札制度	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付一般競争入札制度 (設計金額1億5000万円以上) ・参加意思確認型指名競争入札制度 (設計金額1億5000万円未満) ・公募型指名競争入札制度 (設計金額1億5000万円未満) …平成15年10月から試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付一般競争入札制度 (設計金額1億5000万円以上) ・意向確認型指名競争入札制度 (設計金額5000万円以上1億5000万円未満) ・指名競争入札制度 (設計金額50万円以上5000万円未満) ・随意契約 (設計金額50万円未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札制度 (130万円以上) ・随意契約 (上記未満) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募型指名競争入札制度 (土木8000万円、建築1億円以上) ・指名競争入札制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札制度
②入札参加資格の最低要件	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置 経営事項審査における完成工事高(営業収入金額)</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>	<p>税の完納 許可(登録) 技術者の配置</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	財産管理部会			
関係項目	その他(契約事務)	分科会	契約分科会			
区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
(2) ③業者選定に関する基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、各業種、上記②の入札参加資格の最低要件を満たす市内本店業者全業者が指名対象となる。 ・格付基準(土木・建築・舗装・管)については、該当する業者全社を指名する。 ・指名の優先順位(市内本店→市内支店→県内本店→県内支店→その他) ・市内本店業者で対応可能な場合は、全て本店業者を指名する。 <p>※「津市建設工事等競争入札参加資格審査要綱」に基づき選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内業者を優先し、資格審査要綱で規定されている業者数を選定。(選定業者数に満たない場合は市外業者を加え選定) ・工事担当課の原案を元に業種区分の中から選定。 <p>※「建設工事等入札参加資格審査要綱」に基づき選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録業者から専門性・地域性等を踏まえ5者以上を選定する ・基本的に設備工事、専門工種等分離発注なし <p>・土木・舗装のみ格付基準を設定 5000万円以上は準市内(津市本店業者)を含め選定</p> <p>※「河芸町建設工事入札指名資格者格付要領」「河芸町建設工事発注標準」に基づき選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・格付基準(土木・建築・舗装)については、該当する業者を全て指名する。 <p>※「芸濃町建設工事等入札指名基準」に基づき選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土木・建築・電気・管・舗装・造園について格付基準を設定している。 ・村内村外問わず登録業者を格付け、格付け要件を満たした業者の中から建設工事執行規則に定められた選定数の業者を指名する。 <p>※「美里村建設工事等入札参加資格審査要綱」に基づき選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事担当課が入札参加業者の内申書を作成し、審査会で決定 <p>・格付基準(土木・水道・舗装・建築)については、要件に該当する業者を全て指名する</p> <p>・格付けについては、町内本店・支店により行う</p> <p>※「安濃町建設工事等入札参加審査要綱」に基づき選定</p>
④業者評価(主観点数等)	<ul style="list-style-type: none"> ・格付業種 経審の客観点数+主観点数(前年の工事成績、指名停止期間、施工体制点検結果) ・その他業種 経審の客観点数 ・コンサルタント等 営業収入金額 <p>※経審…経営事項審査結果</p>	経審の客観点数のみ	経審の客観点数及び1級技術者数	経審の客観点数のみ	経審の客観点数 村内業者は主観点数を採用	経審の客観点数のみ

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容				
構成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>・過去における町との契約の履行が誠実であり工事施工能力、工事成績等を考慮し、工事担当課からの内申により3者以上を選定</p> <p>※「香良洲町指名業者選定要綱」に基づく選定</p> <p>経審の客観点数のみ</p>	<p>・登録業者の中から発注金額、指名回数、地域性等を考慮して各事業担当課が選定、審査会に内申する。</p> <p>—</p> <p>経審の客観点数のみ</p>	<p>・登録業者の中から専門性、地域性等を踏まえ規定されている業者数を選定する。</p> <p>・土木のみ町内本店業者の格付基準を設定</p> <p>・5000万円以上の下水道工事はJV発注</p> <p>※「白山町建設工事等入札参加資格審査要綱」に基づく選定</p> <p>経審の客観点数 土木一式のみ工事成績評点からなる主観点数を加味</p>	<p>・登録業者の中から専門性、施工状況、技術者数、地域性等を踏まえ、規定されている業者数を選定する</p> <p>・土木のみ格付けを実施(三重県の格付け結果を準用)</p> <p>※「美杉村建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」に基づき選定</p> <p>経審の客観点数 土木一式のみ三重県の格付け結果による</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い		専門部会	財産管理部会		
関係項目	その他(契約事務)		分科会	契約分科会		
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 物品等に係る入札参加資格、業者選定等	市が発注する物品の売買や業務委託などの競争入札等に参加を希望する業者に「入札参加資格申請書の提出を求め、入札参加資格者としての資格を審査し、適格者として「入札参加資格者名簿」に掲載する。名簿登載業者の中から、指名業者を選定する。	同左	同左	同左	同左	同左
①入札制度	<p>条件付一般競争入札、指名競争入札、及び随意契約の三方式で契約の相手方を決定している。</p> <p>○条件付一般競争入札 予定価格、2000万円以上の動産の買入れ ○指名競争入札 予定価格、80万円を超え、2000万円未満の財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令第167条の2各号に掲げる場合見積書の徴取等第6条の8、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。</p>	<p>条件付一般競争入札、意向確認型指名競争入札、指名競争入札、及び随意契約の方式で契約の相手方を決定している。</p> <p>○条件付一般競争入札 1億5000万円以上 ○意向確認型指名競争入札 5000万円以上1億5000万円未満 ○指名競争入札 50万円以上5000万円未満 ○随意契約 50万円未満</p> <p>50万円未満の案件は担当課により事務処理を行う 2社以上から見積書徴収</p>	<p>一般競争入札、指名競争入札、及び随意契約の三方式で契約の相手方を決定している。</p> <p>○一般競争入札・指名競争入札 予定価格、80万円以上の動産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以下の財産の買入れ 河芸町会計規則第88条-2名以上の者から見積書を徴さなければならない。 同92条-1落札人は契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(各課で対応)</p>	<p>芸濃町財務規則第7章契約第1節契約の方法第1款一般競争入札第2款指名競争入札、随意契約及びせり売り第2節契約の締結第3節契約の履行による</p> <p>○随意契約 工事 130万円 財産買入 80万円 物品買入 40万円 財産売払 30万円 物品貸付 30万円 見積りは2名以上 契約は5日以内</p> <p style="text-align: center;">(各課で対応)</p>	<p>指名競争入札、及び随意契約の二方式で契約の相手方を決定している。</p> <p>○指名競争入札 予定価格80万円を超える財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令第167条の2各号に掲げる場合見積書の徴取等 第6条の8、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(各課で対応)</p>	<p>美里村に同じ</p> <p>○指名競争入札 予定価格、80万円以上の動産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 安濃町会計規則。落札人は契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(各課で対応)</p>
②入札参加資格要件	税の完納資格(許可・許認可)…必要とされる場合のみ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ	津市に同じ

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容		12. 新たに制度を制定する。(合併と同時)		
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>同左</p> <p>同左</p> <p>落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。 随意契約の範囲・工事又は製造の請負130万円・財産の買入れ80万円・物件の借入れ40万円・財産の売り払い30万円・物件の貸付け30万円</p> <p>随意契約・・・80万円以内</p> <p>(各課で対応)</p> <p>税の完納</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>○指名競争入札 予定価格、80万円を超える財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令 第167条の2各号に掲げる場合 見積書の徴取等 第79条、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。</p> <p>(各課で対応)</p> <p>税の完納</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>○指名競争入札 予定価格、80万円を超える財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令 第167条の2各号に掲げる場合 見積書の徴取等 第79条、随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。</p> <p>(各課で対応)</p> <p>津市に同じ</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>○指名競争入札 予定価格、80万円を超えた財産の買入れ ○随意契約 予定価格、80万円以内の財産の買入れ 地方自治法施行令 第167条の2各号に掲げる場合 見積書の徴取等 随意契約により契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。 落札人は、落札通知書による通知の日から、5日以内に契約をするものとする。</p> <p>(各課で対応)</p> <p>津市に同じ</p>	<p>津市の基準を基に、各構成市町村の業者登録状況、指名状況等を踏まえ、新たな基準を作成する。</p> <p>入札制度については、津市の基準を基に各構成市町村の内容を整理して統一する。</p> <p>入札参加資格要件については、津市の例により調整する。</p> <p>業者選定に関する基準等については、津市の基準を基に各構成市町村の業者登録状況、指名状況等を踏まえ整理して統一する。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い			専門部会	財産管理部会	
関係項目	その他(契約事務)			分科会	契約分科会	
区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
(12) ③業者選定等	<p>本店業者のみの指名では、条件に合う業者が少ない物件もあり、競争性、透明性、公平性に欠けるため、市内本店業者に、支店、営業所等を有する業者を加え指名を行っている。 業者指名 市内・本店、支店、営業所等 第1希望業者</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ・市内業者(本店、支店、営業所等を含む)を指名 ①業種選択 ②第1希望の市内業者全社指名 (市内業者がない場合は市外業者) ※優先順位(第1希望本支店→第1希望市外→第2. 第3希望へ)</p> <p>2. 業務委託 ・市内本支店業者を指名 ①業種選択 ②市内本支店業者全社指名(資格、許認可を必要とするものは要件を満たす者) ※優先順位(市内本支店→市外)</p>	<p>・選定方法 1 市内業者 2 準市内業者 3 近隣業者 4 県内業者 の順に必要な選定業者数を満たしている。 ※久居市建設工事等入札参加資格審査委員会に対応している</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①購入見込み額により選定業者数を決定。 ②業種(取扱)区分の中から業者を選定(市内→市内営業所→市外(近隣)の順) ③上記により、業者選定原案を担当課が作成</p> <p>2. 業務委託 ①業務見込み額により選定業者数を決定。 ②業種(取扱)区分の中から業者を選定(市内→市内営業所→市外(近隣)の順) ③上記により、業者選定原案を担当課が作成</p>	<p>町内本店業者に、支店、営業所等を有する業者を加え指名を行っている。町内に業者がない場合は近隣の市町村の実績のある業者を指名している。 1 町内業者 2 近隣業者 3 県内業者</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②町内業者、近隣の市町村業者で実績のある業者を優先して指名する。</p> <p>2. 業務委託 ①業種を選択する。 ②町内業者、近隣の市町村業者で実績のある業者を優先して指名する。</p>	<p>指名審査会において業者を指名。町内業者を優先しているが、物品の条件に合わない場合等は内外の業者を指名することとなる。 指名入札 3者以上</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①仕様を決定し、取り扱っている業者を複数選択する。 ②見積書の提出を求める。 ③最低見積り額提出業者から購入する。</p> <p>2. 業務委託 ・町内業者優先 ・町内業者がない場合は近郊(津市等)の業者を選定</p>	<p>指名審査会で業者を選定し競争性、透明性、公平性を図っている。 美里村財務規則第132条(随意契約の限度額)以上については、指名審査会似て指名する 物品の指名は、50万円以上</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②第1希望の村内業者で、指名数に達しない時は、村外業者を入れて指名する。 ③村内業者に第1希望が無い場合は、村外業者を指名する。 ④村内業者が少数の為競争性に乏しい場合は、村外業者を含めて指名する。</p> <p>2. 業務委託 村内業者に第1希望がない場合は、村外業者を指名する</p>	<p>入札資格登録者の中から指名する。 指名入札 3者以上(会計規則) 指名審査会 50万円以上</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 津市と同様</p> <p>2. 業務委託 町内本店業者を指名 該当がない場合は町外業者を指名</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容				
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>入札資格登録者の中から指名する。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②指名審査会にて過去の実績をふまえ業者選定を行う。</p> <p>2. 業務委託 ①業種を選択する。 ②指名審査会にて過去の実績をふまえ業者選定を行う。</p>	<p>町内業者のみでは、条件に合う業者が少ない物件もあり、競争性、透明性、公平性に欠けるため、町内及び近隣市町村に営業所等を有する業者から選定する。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②指名願いの出ている業者で、購入実績のある者について指名審査会で決定。</p> <p>2. 業務委託 ①業種選択 ②町内外を問わず指名審査会で決定(資格、許認可を必要とするものは要件を満たす者)</p>	<p>物品及び業務委託に係る指名・入札(見積)・契約事務は、担当課で事務を行っている。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②町内業者から選定</p> <p>2. 業務委託 町内本支店業者を指名 ①業種選択 ②町内本支店業者指名(実績重視) (町内業者がない場合は町外業者) 優先順位 町内→町外</p>	<p>村内及び近隣市町村に営業所等を有する業者から選定する。</p> <p>1. 物品の購入・リース物件 ①業種を選択する。 ②村内業者を優先するが、競争性の確保や発注品目等により必要に応じ村外業者を指名。</p> <p>2. 業務委託 指名等録業者の中から選定</p>	